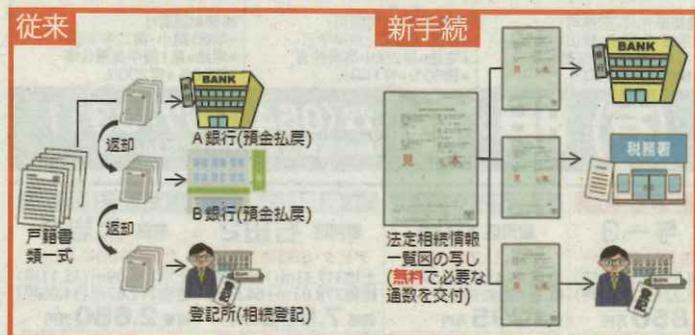


# とっておき LIVING

## 新手続きの概要(従来との比較)



従来より簡単になった新手続き。ただし、戸籍の束に代替し得るオプションを追加するものであり、これまで通り戸籍の束で相続手続を行うことを妨げるものではありません

## あなたの相続手続を応援！ 時間も手間も軽減される「法定相続情報証明制度」

戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がない便利な制度

静岡地方法務局

相続手続がいくつもある場合にお勧め  
同時に進めることができるので時間短縮

2017年5月29日から、全国の登記所(法務局)で、銀行や税務署での相続関係手続に利用できる「法定相続情報証明制度」がスタートしていることをご存じですか? この制度を利用すると、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(必要書類は各機関係り、自動車や土地建物の相続手続が必要ですが、戸籍謄本が不要です。今までは、相続を証明する書面として、亡くなった人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本および関係書類は提出先に照会を)。家族が亡くなった場合、預貯金を払い戻した合、相続税の申告をしたり、相続税の申告をした名義を変えるためには、戸籍謄本が必要ですが、戸籍謄本が不要です。今までは、相続を証明する書面として、亡くなった人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本および関係書類は提出先に照会を)。家族が亡くなった場合、預貯金を払い戻した合、相続税の申告をしたり、相続税の申告をした名義を変えるためには、戸籍謄本が必要ですが、戸籍謄本が不要です。今までは、相続を証明する書面として、亡くなった人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本および関係書類は提出先に照会を)。

証明文付きの一覧図写しは何通でも無料  
5年間の保存期間内なら再発行も可能

「法定相続情報証明制度」では、法定相続情報一覧図を作成して、収集した戸籍謄本などとともに法務局に申出書を提出すると、登記官がこれを審査して、証明文を付けた一覧図の写しをもらうことができます。これを各機関に提出すると、戸籍謄本などを提出する必要はなくなり、各機関でも審査が省略できるため、手続が格段に早く進むこととなります。しかもこの写しの交

### ◎手続きの流れ

申出(法定相続人・代理人)
①戸籍謄本・除籍謄本等を収集 ②法定相続情報一覧図の作成(様式は「法務局一覧図様式」で検索) ③申出書とともに①②の書類を提出(記載例は「法務局一覧図申出書記入例」で検索)
確認・交付(法務局)
①登記官の審査、一覧図の保管 ②証明文付きの一覧図写しの交付、戸籍謄本等の返却
利用(各機関)
①証明文付きの一覧図写しを各機関で必要な書面とともに提出

### 法務局に聞きました! Q&A

- Q 申出ができるのは誰ですか。  
A 亡くなった方の相続人です。相続人全員ではなく代表者お一人で結構です。
- Q 収集する書面は何ですか。  
A 亡くなった方の戸籍謄本・除籍謄本、除住民票のほか、相続人全員の現在の戸籍謄本または抄本、申出をする相続人代表の方の氏名・住所を確認できる公的書類(運転免許証のコピーなど)です。
- Q 出生から亡くなるまでの戸籍謄本・除籍謄本は、どうやって取得すればよいですか?  
A 市町村役場で、「相続手続のために連続した謄本が必要」とお伝えください。
- Q 申出ができる法務局はどこですか。  
A ①亡くなった方の本籍地、②亡くなった方の最後の住所地、③申出人の住所地、④亡くなった方名義の不動産の所在地を管轄する法務局です。



付は何通請求しても無料。5年間の保存期間内であれば再発行も可能です。あなたの相続手続を応援してくれる、時間も手間も軽減される便利な制度を利用しませんか。「法定相続情報証明制度」の詳しい手続、申出書は法務局ホームページに掲載されています。

詳細/静岡地方法務局不動産登記部門  
☎054(254)3555(代)

音声案内「2」番  
祝日を除く平日=8:30~17:00

法務局ホームページ

検索

http://houmukyoku.moj.go.jp/